

出席停止の取り扱いについて

下記の感染症と診断された場合は、速やかに学校にご連絡ください。
医師の登校再開許可が出てから、治癒証明書を持参して登校してください。

【インフルエンザと診断された場合】

医師の指示をもとに、保護者の方が様式1「治癒証明書（インフルエンザ用）」を記入捺印し、インフルエンザで受診したことがわかる書類（調剤情報提供文書など）を添付して提出してください。

【インフルエンザ以外の感染症と診断された場合】

医療機関に様式2「治癒証明書（インフルエンザ以外）」を記入していただき提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は以下の通りです。

	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	① インフルエンザ ② 百日咳 ③ 麻疹 ④ 流行性耳下腺炎 ⑤ 風しん ⑥ 水痘 ⑦ 咽頭結膜熱 ⑧ 結核 ⑨ 髄膜炎菌性髄膜炎	① 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ② 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③ 解熱した後3日を経過するまで ④ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤ 発疹が消失するまで ⑥ すべての発疹が痂皮化するまで ⑦ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧ ⑨ 病状により学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種の「その他の感染症」について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができます。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。ご不明な点は保健室までお尋ねください。